

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「定めて、給料の月額」を「定めて、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改め、「加算した額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「これに相当する額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「管理職手当の支給を受ける職員」の次に「（以下この条において「管理職手当受給職員」という。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1（現に管理職手当受給職員である者に係る減給にあっては、5分の1）に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。
附則に次の1項を加える。

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る降任又は降給に関する手続の特例）

7 第10条第1項の規定は、法第28条の2第1項の規定による降任又は熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第23項若しくは熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該降任又は降給をする職員

に対し、当該降任又は降給をすることとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。